

# 子育て応援普通預金

令和2年4月1日現在

商品名 (愛称)	子育て応援普通預金 “きのくに <sup>キッズ</sup> KIDS”								
販売対象	・満15歳未満の個人								
期間	・満15歳となった日の属する月末日まで (翌営業日以降は一般普通預金へ切り替え)								
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位								
払戻方法	・ 随時払戻しできます。								
利息 (1) 適用金利	・ 変動金利 ・ 毎日の最終残高における金額段階区分別の店頭表示利率を総残高に適用します。 【金額段階区分別利率】 <table border="1"><tr><td>0円～ 10万円未満</td><td>一般普通預金と同利率</td></tr><tr><td>10万円～201万円未満</td><td>プレミアム利率 (一年ものスーパー定期預金〔300万円未満〕の利率)</td></tr><tr><td>201万円～501万円未満</td><td>徐々に利率は低下</td></tr><tr><td>501万円～</td><td>一般普通預金と同利率</td></tr></table>	0円～ 10万円未満	一般普通預金と同利率	10万円～201万円未満	プレミアム利率 (一年ものスーパー定期預金〔300万円未満〕の利率)	201万円～501万円未満	徐々に利率は低下	501万円～	一般普通預金と同利率
0円～ 10万円未満	一般普通預金と同利率								
10万円～201万円未満	プレミアム利率 (一年ものスーパー定期預金〔300万円未満〕の利率)								
201万円～501万円未満	徐々に利率は低下								
501万円～	一般普通預金と同利率								
(2) 利払方法 (3) 計算方法	※ 金額段階区分別利率の適用は、満15歳となった日の属する月末日までとなります。 ※ 金額段階区分は将来変更となる場合があります、契約終了まで保証するものではありません。 ・ 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし利息を計算します。 ・ 1年を365日とする日割計算。								
税金	・ 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) (ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります) ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。								
手数料	・ キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料が必要な場合があります。								
付加できる特約事項	・ 条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。								
中途解約時の取扱い	—								
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。								
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課(9時～17時、電話：073-432-7118)までお申し出ください。 ・ 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。								
その他参考となる事項	・ 一般普通預金から子育て応援普通預金への切り替え、子育て応援普通預金から一般普通預金への切り替えが可能です。 ・ 一般普通預金への切り替えの場合、通帳、キャッシュカードは継続して使用いただけます。 ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・ 「総合口座」の取扱いはできません。 ・ 本口座は、お一人一口座のみ開設し、複数店舗での開設、複数口座の開設はできません。 ・ 預金保険の対象となります。預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)								